

税務・人事労務ワンポイント(400)

相続税の配偶者控除

税理士 嶋 賢治

相続税の配偶者控除とは、被相続人(故人)の配偶者が相続した遺産のうち、課税対象となるものの額が次の金

額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

- ① 1億6千万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額

相続人が配偶者と子1人の場合、配偶者の法定相続分は2分の1です。

配偶者と父母では3分の2、配偶者と兄弟姉妹では4分の3、配偶者のみが相続人である場合はすべてが法定相続分となります。

このような特例があるのは、夫婦2人で形成した財産であるという考えや、配偶者の老

後の生活を保障するためといわれています。したがって配偶者控除を適用すれば、次のような例では配偶者に対する相続税はかかりません。

【例1】相続人が配偶者と子1人の場合で課税対象となる相続財産が1億6千万円以内であれば、すべての相続財産を配偶者が相続しても相続税はかかりません。

【例2】相続財産が5億円あったとしても、このうち2億5千万円までなら配偶者に相続税はかかりません。

配偶者控除を適用す

るには相続税の申告書を提出しなければなりません。また、相続税の申告期限(被相続人が亡くなった日の翌日から10カ月以内)までに分割されていない財産は控除の対象になりません(ただし、「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付し、3年以内に分割したときは控除の対象)。

注意が必要なのは、配偶者が亡くなった時の二次相続の場合です。一次相続の時に配偶者により多くの財産を分割すると二次相続の時に子にかかる相続税が増えることになります。

二次相続対策におい

て重要なのは、配偶者の財産をこれ以上増加させないことです。

たとえば一次相続では、家賃収入が発生する不動産や、将来的に価値が上昇すると見込まれる株式などは配偶者以外の相続人に相続させることで、一次相続後の配偶者の財産増加を回避させることができます。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vdro.or.jp/one_point/